

# 国・福島県の責任認めず 山下氏発言、一部は不適切

東日本大震災からまもなく10年。未来を担う子どもたちの健康について、裁判所が真剣に向き合っていないことが可視化された。

佐藤 和雄

寄せられた。

原告の中学生14人は、通っている福島市などの公立中学校では被ばくの健康リスクがあるとして、安全な地域の施設で教育を受ける

福島県に住む子どもたちとその保護者が、東京電力福島第一原発事故後に受けた無用な被ばくによる精神的苦痛への慰謝料（1人あたり10万円）や、放射線のリスクから守られた安全な教育環境を求めて、国と福島県、関係市町村を訴えた裁判の判決が3月1日、福島地裁（遠藤東路裁判長）で言い渡された。判決は、原告側の求めをすべて退けた。原告側の井戸謙一弁護士は「リスクがあるかどうかよくわからない場合には、子どもの健康の問題なので、リスクがあるという前提で対策をとるべきだ。判決は大変不当だ」と判決後の記者会見で述べ、裁判所の基本的な姿勢を批判した。原告側は控訴する方針だ。

## 「具体的な危険」を認めず

この裁判は、福島県内の子どもとその保護者約160人が原告となり、2014年8月に提訴した。全国から「公正な審議と判決を求める署名」が8万6000筆以上

### 福島県「放射線健康リスク管理アドバイザー」山下俊一氏の主な「安全宣伝」発言

2011年3月20日、福島県いわき市での講演	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島における健康の影響はない。いわき市が踏みとどまらなければならぬ。放射能を恐れていたのでは復興の妨げになる。</li> <li>水素爆発が二度、三度繰り返されたが、日本の原子炉から放射性物質は漏れていない。福島は大丈夫という情報発信が重要。</li> <li>100マイクロシーベルトまでならばまったく心配いりません。</li> </ul>
同年3月21日、福島市での講演	<ul style="list-style-type: none"> <li>100マイクロシーベルト／時を超さなければまったく健康に影響を及ぼしません。</li> <li>みなさんが信用すべきは、国の方針であり、国から出る情報です。</li> <li>何もしないのに福島の名前は有名になった。ピンチはチャンス。これを福島の復興に利用すべき。</li> <li>放射線の影響はニコニコ笑っている人にはこず、クヨクヨしている人になる。</li> <li>福島市でもいわき市でも、外でどんどん遊んでよい。マスクはやめましょう。</li> </ul>

(注)福島県は3月21日の講演を紹介する県のHPに「質疑応答の「100マイクロシーベルト/hを超さなければ健康に影響を及ぼさない」旨の発言は、「10マイクロシーベルト/hを超さなければ」の誤りであり、訂正し、お詫びを申し上げます。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません」との訂正文を掲載している。

(原告の訴状、裁判所に提出された証拠に基づき、編集部が作成)

権利などを求めた。具体的には、空間線量からの追加被ばくが年1ミリシーベルト未満であることや、放射能による校庭の土壌汚染濃度が「放射線管理区域（1平方メートルあたり4万ベクレル以上）」基準未満である環境を求めていた。

判決は原告が通う中学校10校で被ばくする空間線量は、いずれも世界平均の年間2・4ミリシーベルトより低いことや、原子力安全委員会（当時）の指針で示した許容範囲の下方に収まっていることなどを挙げ、「人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の放射線に被ばくする具体的な危険が存在するとも認められない」と結論づけた。

## 措置は不合理と言えず

原告側は、無用な被ばくを受けることにつながった国と福島県の違法行為として①「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」によるデータを提供し、低線量被ばくの危険性を



言い渡した1分ほどで終わった。「どんな結論にせよ、主文読み上げだけで切理由を説明しないのは予想外だった」と元裁判官の井戸謙一弁護士（右）は憤慨した。3月1日、福島市の福島地裁前で。（撮影／本田雅和）

教えたりする対策を怠った、②住民に安定ヨウ素剤を服用させる指示を出さず、甲状腺を防護させてもらえなかった、③文部科学省は11年4月19日、校庭や校舎などの活用を年間20ミリシーベルト未満であれば可能とする通知を出した、④子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った——などをあげている。

判決は、①については「当時の国の指針などに定められた運用方法にしたがったものだった」。②については、「小児甲状腺簡易測定調査の結果によれば、1歳児甲状腺